

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【四半期会計期間】	第120期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社常陽銀行
【英訳名】	The Joyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鬼 澤 邦 夫
【本店の所在の場所】	水戸市南町2丁目5番5号
【電話番号】	水戸(029)231-2151(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 笹 島 律 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目7番2号 株式会社常陽銀行 経営企画部東京事務所
【電話番号】	東京(03)3272-8791
【事務連絡者氏名】	経営企画部東京事務所長 小 野 博 史
【縦覧に供する場所】	株式会社常陽銀行 東京営業部 (東京都中央区八重洲2丁目7番2号) 株式会社常陽銀行 福島支店 (福島市本町6番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 株式会社常陽銀行福島支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため、縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	102,339	81,188	79,123	193,394	161,359
うち連結信託報酬	百万円	11	9	12	22	23
連結経常利益	百万円	10,101	9,612	16,979	1,995	20,308
連結中間純利益	百万円	4,313	7,419	11,400	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	5,178	14,051
連結純資産額	百万円	397,740	419,438	430,881	374,881	428,101
連結総資産額	百万円	7,416,551	7,390,066	7,363,437	7,414,285	7,416,708
1株当たり純資産額	円	507.35	540.75	555.21	483.21	551.79
1株当たり中間純利益金額	円	5.50	9.59	14.75	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	6.62	18.17
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	9.59	14.74	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	18.17
自己資本比率	%	5.3	5.6	5.8	5.0	5.7
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.13	12.60	13.32	12.91	12.70
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	36,587	86,395	119,107	△112,937	80,662
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△29,294	△123,226	△84,392	164,271	△98,170
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,536	△3,124	△8,094	△11,493	△6,232
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	116,494	113,580	156,400	153,550	129,800
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,861 〔2,134〕	3,947 〔2,101〕	3,875 〔2,074〕	3,790 〔2,109〕	3,863 〔2,087〕
信託財産額	百万円	2,432	2,457	2,682	2,439	2,642

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間及び平成20年度は潜在株式が存在しないため、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」及び「同当期純利益」を記載しておりません。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第118期中 平成20年9月	第119期中 平成21年9月	第120期中 平成22年9月	第118期 平成21年3月	第119期 平成22年3月
経常収益	百万円	91,728	71,461	69,454	172,939	141,699
うち信託報酬	百万円	11	9	12	22	23
経常利益	百万円	9,854	9,212	15,724	1,437	18,528
中間純利益	百万円	4,284	7,152	10,649	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,051	12,994
資本金	百万円	85,113	85,113	85,113	85,113	85,113
発行済株式総数	千株	822,231	822,231	822,231	822,231	822,231
純資産額	百万円	393,288	414,450	424,118	370,279	422,197
総資産額	百万円	7,404,753	7,379,258	7,349,558	7,401,837	7,404,353
預金残高	百万円	6,412,407	6,554,982	6,677,614	6,562,737	6,681,175
貸出金残高	百万円	4,730,943	4,819,016	4,796,800	4,945,900	4,839,087
有価証券残高	百万円	2,194,050	2,158,164	2,190,589	1,980,906	2,156,889
1株当たり純資産額	円	503.31	536.21	548.71	479.03	546.24
1株当たり中間純利益金額	円	5.46	9.25	13.77	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	6.46	16.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	9.25	13.77	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	16.81
1株当たり配当額	円	4.00	4.00	4.00	8.00	8.00
自己資本比率	%	5.3	5.6	5.7	5.0	5.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.96	12.39	13.01	12.74	12.46
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,425 〔1,022〕	3,529 〔1,727〕	3,443 〔1,689〕	3,368 〔1,354〕	3,442 〔1,712〕
信託財産額	百万円	2,432	2,457	2,682	2,439	2,642
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	1	—	—	1	—

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成20年9月及び平成21年3月は潜在株式が存在しないため、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」及び「同当期純利益」を記載しております。
3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。
6 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,875 〔2,074〕
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員2,416人、並びに執行役員13人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	3,443 〔1,689〕
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,903人、並びに執行役員13人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、当行及び当行の連結子会社の「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成22年度第2四半期のわが国の経済は、海外経済の改善や経済対策の効果などを背景として、景気に持ち直しの動きが見られましたが、急激な円高の進行などにより、足踏み状態となりました。

茨城県経済も同様に、生産の持ち直しや雇用情勢の改善など緩やかな回復が続きましたが、一部に減速の動きも見られ、景気の下振れリスクが高まりました。

こうした経済環境のもと、当第2四半期連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間の経常収益は、国債等債券売却益を中心にその他業務収益が増加したものの、貸出金利息などの資金運用収益の減少を主因に、前年同四半期連結会計期間比28億円減少し365億円となりました。経常費用は、預金利息などの資金調達費用の減少や営業経費の削減、与信費用などのその他経常費用の減少を主因に、前年同四半期連結会計期間比20億円減少し310億円となりました。以上により、経常利益は、前年同四半期比7億円減少し55億円となりました。

特別利益は前年同四半期連結会計期間比1億円減少の5億円、特別損失は、前年同四半期連結会計期間比3億円増加の3億円となりました。

以上により四半期純利益は、前年同四半期連結会計期間比8億円減少し33億円となりました。

なお、当中間連結会計期間の経常利益は169億円、中間純利益は114億円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の総資産につきましては、有価証券は増加した一方で現金預け金や貸出金等が減少したことにより、第1四半期連結会計期間末比619億円減少し7兆3,634億円となりました。

負債につきましては、預金が減少したことなどから第1四半期連結会計期間末比658億円減少し6兆9,325億円となりました。

純資産につきましては、利益剰余金の増加等により第1四半期連結会計期間末比38億円増加し4,308億円となりました。

自己資本比率（国内基準）は連結ベースでは13.32%、うちTier1比率は12.11%となり、当行単体の自己資本比率は13.01%、うちTier1比率は11.93%となり引き続き高い水準を維持しております。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支については、国内業務部門で235億50百万円、国際業務部門で7億8百万円、全体では242億71百万円となりました。

また、役務取引等収支については、国内業務部門で42億98百万円、国際業務部門で28百万円、全体では36億74百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	24,546	886	12	25,444
	当第2四半期連結会計期間	23,550	708	11	24,271
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	27,750	1,193	△285	28,658
	当第2四半期連結会計期間	25,592	872	△157	26,307
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	3,204	307	△297	3,213
	当第2四半期連結会計期間	2,041	164	△169	2,036
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	4,289	22	△659	3,652
	当第2四半期連結会計期間	4,298	28	△652	3,674
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	6,196	44	△854	5,386
	当第2四半期連結会計期間	6,278	47	△853	5,471
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,907	21	△195	1,733
	当第2四半期連結会計期間	1,979	18	△201	1,797
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	74	65	—	139
	当第2四半期連結会計期間	79	92	—	171
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	74	65	—	139
	当第2四半期連結会計期間	79	92	—	171
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	60	148	—	208
	当第2四半期連結会計期間	395	△498	—	△102
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	60	306	—	367
	当第2四半期連結会計期間	306	201	—	507
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	158	—	158
	当第2四半期連結会計期間	△88	699	—	610

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下、国内(連結)子会社という。)の円建取引であります。また、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息を計上しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が62億78百万円、国際業務部門が47百万円となり、相殺消去を行った合計で54億71百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門が19億79百万円、国際業務部門が18百万円となり、相殺消去を行った合計で17億97百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	6,196	44	△854	5,386
	当第2四半期連結会計期間	6,278	47	△853	5,471
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	1,473	—	△10	1,463
	当第2四半期連結会計期間	1,417	—	△7	1,410
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	1,567	41	△7	1,601
	当第2四半期連結会計期間	1,541	43	△6	1,578
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	588	—	△4	583
	当第2四半期連結会計期間	633	0	△1	632
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	553	—	△0	553
	当第2四半期連結会計期間	630	—	△0	630
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	0	—	0	0
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	676	1	△202	475
	当第2四半期連結会計期間	696	2	△210	488
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	1,907	21	△195	1,733
	当第2四半期連結会計期間	1,979	18	△201	1,797
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	308	7	—	316
	当第2四半期連結会計期間	309	7	—	316

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、国内業務部門で商品有価証券収益に47百万円、特定金融派生商品収益に31百万円、国際業務部門で商品有価証券収益に92百万円計上いたしました。

特定取引費用は、計上しておりません。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	74	65	—	139
	当第2四半期連結会計期間	79	92	—	171
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	50	65	—	116
	当第2四半期連結会計期間	47	92	—	140
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	23	—	—	23
	当第2四半期連結会計期間	31	—	—	31
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内業務部門」とは当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を計上しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	6,452,143	102,839	△15,949	6,539,033
	平成22年9月30日	6,604,624	72,990	△14,316	6,663,298
うち流動性預金	平成21年9月30日	3,545,724	—	△3,625	3,542,098
	平成22年9月30日	3,690,246	—	△4,765	3,685,480
うち定期性預金	平成21年9月30日	2,843,171	12,000	△12,110	2,843,061
	平成22年9月30日	2,854,905	—	△9,510	2,845,395
うちその他	平成21年9月30日	63,247	90,839	△213	153,873
	平成22年9月30日	59,472	72,990	△40	132,422
譲渡性預金	平成21年9月30日	58,864	—	△4,100	54,764
	平成22年9月30日	34,740	—	△4,100	30,640
総合計	平成21年9月30日	6,511,007	102,839	△20,049	6,593,797
	平成22年9月30日	6,639,364	72,990	△18,416	6,693,939

- (注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3 定期性預金＝定期預金
4 相殺消去額は、連結会社間の相殺消去額を記入しております

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,785,195	100.00	4,765,408	100.00
製造業	690,236	14.42	682,139	14.31
農業・林業	15,580	0.33	14,484	0.30
漁業	3,217	0.07	3,477	0.07
鉱業・採石業・砂利採取業	17,728	0.37	17,484	0.37
建設業	178,379	3.73	170,566	3.58
電気・ガス・熱供給・水道業	42,344	0.88	47,287	0.99
情報通信業	38,748	0.81	36,061	0.76
運輸業・郵便業	112,017	2.34	109,975	2.31
卸売業・小売業	624,862	13.06	603,796	12.67
金融業・保険業	134,506	2.81	130,990	2.75
不動産業・物品賃貸業	779,370	16.28	752,258	15.79
医療・福祉等サービス業	386,071	8.07	376,137	7.89
地方公共団体	681,844	14.25	700,374	14.70
その他	1,080,286	22.58	1,120,375	23.51
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	4,785,195	—	4,765,408	—

(注) 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールマネー等の増加等により47億円の収入となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、279億円の増加となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出を主因に1,100億円の支出となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、1,155億円の減少となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済による支出等により49億円の支出となりました。前第2四半期連結会計期間との比較では、49億円の減少となりました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1,102億円減少し、1,564億円となりました。

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	—	—	—	—	—	—
信託受益権	123	5.03	130	4.86	129	4.89
有形固定資産	2,103	85.59	2,314	86.27	2,278	86.22
無形固定資産	115	4.69	115	4.30	115	4.36
その他債権	2	0.11	4	0.17	4	0.18
銀行勘定貸	16	0.69	18	0.69	18	0.69
現金預け金	95	3.89	99	3.71	96	3.66
合計	2,457	100.00	2,682	100.00	2,642	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	49	2.02	45	1.71	48	1.82
包括信託	2,408	97.98	2,636	98.29	2,594	98.18
合計	2,457	100.00	2,682	100.00	2,642	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の取扱残高はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	55,979	59,006	3,026
うち信託報酬	9	12	2
経費(除く臨時処理分)	35,701	35,422	△278
人件費	17,763	17,664	△99
物件費	15,923	15,565	△357
税金	2,014	2,192	178
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	20,278	23,583	3,305
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	20,278	23,583	3,305
一般貸倒引当金繰入額	1,936	△155	△2,091
業務純益	18,342	23,739	5,397
うち債券関係損益	△2,823	2,903	5,727
臨時損益	△9,129	△8,015	1,114
株式関係損益	190	△646	△836
不良債権処理損失	8,150	7,015	△1,134
貸出金償却	4,121	2,472	△1,649
個別貸倒引当金繰入額	3,319	4,220	900
偶発損失引当金繰入額	482	—	△482
バルクセール売却損	71	32	△39
その他の処理額	156	291	135
その他臨時損益	△1,168	△353	815
経常利益	9,212	15,724	6,511
特別損益	690	402	△287
うち固定資産処分損益	△185	△203	△18
税引前中間純利益	9,903	16,127	6,223
法人税、住民税及び事業税	50	2,234	2,184
法人税等還付税額	△88	—	88
法人税等調整額	2,789	3,243	453
法人税等合計	2,750	5,477	2,726
中間純利益	7,152	10,649	3,496

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.60	1.50	△0.10
(イ)貸出金利回	1.88	1.73	△0.15
(ロ)有価証券利回	1.04	1.04	0.00
(2) 資金調達原価 ②	1.19	1.14	△0.05
(イ)預金等利回	0.15	0.09	△0.06
(ロ)外部負債利回	0.64	0.92	0.28
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.41	0.36	△0.05

- (注) 1 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	10.30	11.11	0.81
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	10.30	11.11	0.81
業務純益ベース	9.32	11.18	1.86
中間純利益ベース	3.63	5.01	1.38

(注) 分母は (期首純資産の部合計 + 期末純資産の部合計) ÷ 2 を使用しております。

4 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	6,554,982	6,677,614	122,631
預金 (平残)	6,609,404	6,719,066	109,662
貸出金 (未残)	4,819,016	4,796,800	△22,216
貸出金 (平残)	4,871,812	4,839,711	△32,100

② 個人・法人別預金残高 (国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	5,089,408	5,184,456	95,048
法人	1,123,774	1,127,151	3,377
合計	6,213,182	6,311,608	98,425

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,337,744	1,392,983	55,239
住宅ローン残高	956,988	1,005,036	48,048
その他ローン残高	380,755	387,946	7,190

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,917,083	2,906,497	△10,586
総貸出金残高	② 百万円	4,819,016	4,796,800	△22,216
中小企業等貸出金比率	① / ② %	60.53	60.59	0.06
中小企業等貸出先件数	③ 件	241,710	242,721	1,011
総貸出先件数	④ 件	242,481	243,478	997
中小企業等貸出先件数比率	③ / ④ %	99.68	99.68	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

(2) 信託勘定

該当ありません。

5 債務の保証 (支払承諾) の状況 (単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (件)	金額 (百万円)	口数 (件)	金額 (百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	152	443	155	612
保証	5,185	24,610	4,751	22,411
計	5,337	25,053	4,906	23,023

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る計算は、粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年9月30日 金額（百万円）	平成22年9月30日 金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,113	85,113
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	58,574	58,574
	利益剰余金	258,495	270,086
	自己株式（△）	26,834	26,844
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,091	3,091
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	5	42
	連結子法人等の少数株主持分	1,475	1,742
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	3,564	2,333
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
計 (A)		370,172	383,288
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	11,124	11,221
	一般貸倒引当金	812	725
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	35,000	30,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	35,000	30,000
計		46,937	41,946
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	46,937	41,946
	控除項目（注4） (C)	3,775	3,634
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	413,334	421,600
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	2,931,837	2,827,329
	オフ・バランス取引等項目	125,971	123,762
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,057,809	2,951,092
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	222,525	213,361
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	17,802	17,068
	信用リスク・アセット調整額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	—	—
計 (E) + (F) + (H) + (I) (J)		3,280,335	3,164,454
連結自己資本比率（国内基準）= D / J × 100 (%)		12.60	13.32
(参考) Tier 1 比率= A / J × 100 (%)		11.28	12.11

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	85,113	85,113
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	58,574	58,574
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	55,317	55,317
	その他利益剰余金	202,697	212,748
	その他	—	—
	自己株式（△）	28,063	28,072
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	3,091	3,091
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	5	42
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50％相当額（△）	5,483	4,469
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	365,069	376,160
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額	9,852	9,949
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	35,000	30,000
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
控除項目	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	35,000	30,000
	計	44,852	39,949
	うち自己資本への算入額 (B)	44,852	39,949
自己資本額	控除項目（注4） (C)	5,771	5,846
	(A) + (B) - (C) (D)	404,150	410,263
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	2,916,846	2,819,080
	オフ・バランス取引等項目	125,970	123,762
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,042,816	2,942,842
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％） (F)	218,427	208,787
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	17,474	16,702
	信用リスク・アセット調整額 (H)	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (I)	—	—
	計 (E) + (F) + (H) + (I) (J)	3,261,243	3,151,630
単体自己資本比率（国内基準）＝D／J×100（％）		12.39	13.01
（参考）Tier 1 比率＝A／J×100（％）		11.19	11.93

（注）1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	234	175
危険債権	758	834
要管理債権	178	205
正常債権	47,527	47,215

(注) 上記は自己査定に基づき、与信関連債権の査定結果を記載しております。

なお、金額は単位未満を四捨五入しております。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務セグメント

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	ひたち野うしく支店	茨城県牛久市	店舗	—	1,709.90	平成22年7月
	—	越谷支店	埼玉県越谷市	店舗	—	687.70	平成22年7月

リース業務セグメント、その他セグメント
該当ありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,167,515,000
計	2,167,515,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	822,231,875	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株であります。
計	822,231,875	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①平成21年7月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第1回新株予約権」

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	56,698個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	56,698株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～平成51年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 418円 資本組入額 209円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

②平成21年7月27日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第2回新株予約権」

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	38,266個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,266株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日～平成51年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 440円 資本組入額 220円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成50年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

③平成22年6月25日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第3回新株予約権」

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	79,606個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	79,606株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月22日～平成52年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 298円 資本組入額 149円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の取締役の地位にある場合においても、平成51年7月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

④平成22年6月25日の取締役会において決議された「株式会社常陽銀行第4回新株予約権」

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	61,881個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	61,881株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月22日～平成52年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 319円 資本組入額 160円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当行の執行役員の地位にある場合においても、平成51年7月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。 その他の条件について欄外注記参照。(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 1株

2 新株予約権の目的となる株式の数

付与株式数は、新株予約権の割当日以後、当行が株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数により行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

但し、付与株式数の調整を行った結果、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に1株未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 新株予約権の行使の条件(その他の条件)

- ① 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。但し、取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ② 上記「新株予約権の行使の条件」、①に関わらず、新株予約権者および相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、下記4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。
 - ・ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間
 - ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ④ その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 4 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
- 当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注2）に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由および条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	—	822,231	—	85,113,078	—	58,574,006

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー)サブ アカウント アメリカン クライアント	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	38,810	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	29,317	3.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	28,992	3.52
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	28,973	3.52
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	28,003	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	20,551	2.49
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	17,049	2.07
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	16,448	2.00
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	15,304	1.86
株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町194番地	10,465	1.27
計	—	233,914	28.44

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 29,317千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 20,551千株

2 当行は、平成22年9月30日現在、自己株式を49,376千株(6.00%)保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッドから、平成22年5月12日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成22年5月6日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行としての当第2四半期会計期間末における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・ インベスターズ・リミテッド	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエ ル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階	41,426	5.04

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,376,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 767,985,000	767,985	同上
単元未満株式	普通株式 4,870,875	—	同上
発行済株式総数	822,231,875	—	—
総株主の議決権	—	767,985	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2,000株及び800株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が2個含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式796株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する所 有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社常陽銀行	水戸市南町2丁目5番5号	49,376,000	—	49,376,000	6.00
計	—	49,376,000	—	49,376,000	6.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	417	388	358	361	362	380
最低(円)	380	348	341	339	341	342

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	152,953	167,136	173,240
コールローン及び買入手形	19,395	381	22,915
買入金銭債権	53,858	41,310	46,009
特定取引資産	2,989	2,954	3,766
有価証券	※6, ※11 2,152,356	※6, ※11 2,187,724	※6, ※11 2,151,554
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 4,785,195	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 4,765,408	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 4,808,134
外国為替	1,946	1,618	2,708
リース債権及びリース投資資産	※6 30,210	※6 29,001	※6 29,005
その他資産	※6 72,754	※6 60,614	※1, ※6 70,595
有形固定資産	※8, ※9 96,580	※8, ※9 95,465	※8, ※9 95,961
無形固定資産	7,394	8,230	7,476
繰延税金資産	29,061	22,263	21,702
支払承諾見返	25,053	23,023	22,875
貸倒引当金	△39,634	△41,660	△39,201
投資損失引当金	△48	△35	△35
資産の部合計	7,390,066	7,363,437	7,416,708
負債の部			
預金	※6 6,539,033	※6 6,663,298	※6 6,664,706
譲渡性預金	54,764	30,640	20,900
コールマネー及び売渡手形	45,000	62,423	—
債券貸借取引受入担保金	※6 109,344	※6 8,040	※6 26,034
特定取引負債	356	384	371
借入金	※6, ※10 87,075	※6, ※10 52,600	※6, ※10 119,490
外国為替	283	264	625
社債	15,000	5,000	15,000
信託勘定借	16	18	18
その他負債	70,003	61,754	93,531
役員賞与引当金	—	—	37
退職給付引当金	4,488	5,072	4,840
役員退職慰労引当金	17	19	22
睡眠預金払戻損失引当金	1,300	1,417	1,458
ポイント引当金	137	129	102
利息返還損失引当金	8	7	7
偶発損失引当金	2,060	1,969	1,991
特別法上の引当金	0	0	0
再評価に係る繰延税金負債	※8 13,997	※8 13,964	※8 13,984
負ののれん	2,686	2,528	2,607
支払承諾	25,053	23,023	22,875
負債の部合計	6,970,628	6,932,556	6,988,606

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年 3 月 31 日)
純資産の部			
資本金	85,113	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	58,574	58,574
利益剰余金	258,495	270,086	261,752
自己株式	△26,834	△26,844	△26,845
株主資本合計	375,347	386,928	378,594
その他有価証券評価差額金	33,646	34,031	38,805
繰延ヘッジ損益	△1,763	△2,833	△1,938
土地再評価差額金	※8 10,724	※8 10,972	※8 11,000
評価・換算差額等合計	42,607	42,169	47,868
新株予約権	5	42	21
少数株主持分	1,478	1,741	1,617
純資産の部合計	419,438	430,881	428,101
負債及び純資産の部合計	7,390,066	7,363,437	7,416,708

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
経常収益	81,188	79,123	161,359
資金運用収益	58,821	54,070	114,394
(うち貸出金利息)	45,968	41,933	89,853
(うち有価証券利息配当金)	12,153	11,649	23,294
信託報酬	9	12	23
役務取引等収益	11,326	11,345	22,381
特定取引収益	275	334	669
その他業務収益	667	4,218	3,566
その他経常収益	10,087	9,142	20,324
経常費用	71,576	62,143	141,050
資金調達費用	6,705	4,409	12,159
(うち預金利息)	5,164	3,397	9,367
役務取引等費用	3,384	3,495	6,793
その他業務費用	3,233	1,008	4,637
営業経費	37,556	36,892	73,819
その他経常費用	※1 20,696	※1 16,338	※1 43,640
経常利益	9,612	16,979	20,308
特別利益	1,032	1,024	2,228
固定資産処分益	—	0	—
償却債権取立益	1,032	1,024	2,228
特別損失	225	437	511
固定資産処分損	200	207	429
減損損失	※2 24	※2 70	※2 81
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0	0
その他の特別損失	—	※3 159	—
税金等調整前中間純利益	10,419	17,565	22,025
法人税、住民税及び事業税	648	3,014	1,594
法人税等還付税額	△88	—	△96
法人税等調整額	2,333	3,025	6,229
法人税等合計	2,893	6,039	7,727
少数株主損益調整前中間純利益		11,526	
少数株主利益	106	125	246
中間純利益	7,419	11,400	14,051

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85,113	85,113	85,113
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,113	85,113	85,113
資本剰余金			
前期末残高	58,574	58,574	58,574
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,574	58,574	58,574
利益剰余金			
前期末残高	254,154	261,752	254,154
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,419	11,400	14,051
自己株式の処分	△2	△4	△8
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
当中間期変動額合計	4,340	8,333	7,598
当中間期末残高	258,495	270,086	261,752
自己株式			
前期末残高	△26,804	△26,845	△26,804
当中間期変動額			
自己株式の取得	△40	△10	△71
自己株式の処分	10	11	30
当中間期変動額合計	△30	0	△40
当中間期末残高	△26,834	△26,844	△26,845
株主資本合計			
前期末残高	371,036	378,594	371,036
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,419	11,400	14,051
自己株式の取得	△40	△10	△71
自己株式の処分	8	7	21
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
当中間期変動額合計	4,310	8,333	7,558
当中間期末残高	375,347	386,928	378,594
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△6,397	38,805	△6,397
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,043	△4,774	45,202
当中間期変動額合計	40,043	△4,774	45,202
当中間期末残高	33,646	34,031	38,805

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△1,868	△1,938	△1,868
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	104	△895	△70
当中間期変動額合計	104	△895	△70
当中間期末残高	△1,763	△2,833	△1,938
土地再評価差額金			
前期末残高	10,739	11,000	10,739
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15	△28	260
当中間期変動額合計	△15	△28	260
当中間期末残高	10,724	10,972	11,000
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,474	47,868	2,474
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,132	△5,698	45,393
当中間期変動額合計	40,132	△5,698	45,393
当中間期末残高	42,607	42,169	47,868
新株予約権			
前期末残高	—	21	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5	20	21
当中間期変動額合計	5	20	21
当中間期末残高	5	42	21
少数株主持分			
前期末残高	1,369	1,617	1,369
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	108	123	247
当中間期変動額合計	108	123	247
当中間期末残高	1,478	1,741	1,617
純資産合計			
前期末残高	374,881	428,101	374,881
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,419	11,400	14,051
自己株式の取得	△40	△10	△71
自己株式の処分	8	7	21
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,246	△5,553	45,662
当中間期変動額合計	44,557	2,779	53,220
当中間期末残高	419,438	430,881	428,101

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	10,419	17,565	22,025
減価償却費	2,992	3,026	6,206
減損損失	24	70	81
負ののれん償却額	△79	△79	△158
貸倒引当金の増減 (△)	3,212	2,459	2,779
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	0	△0	△12
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△725	△3	△719
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△33	△41	124
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	35	26	0
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	436	△22	367
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	—	—	△1
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△37	37
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	268	232	620
資金運用収益	△60,584	△56,420	△118,253
資金調達費用	6,705	4,409	12,159
有価証券関係損益 (△)	4,898	187	9,562
為替差損益 (△は益)	3,918	8,644	4,288
固定資産処分損益 (△は益)	200	207	429
特定取引資産の純増 (△) 減	6,589	811	5,812
特定取引負債の純増減 (△)	86	12	101
リース投資資産の増減額 (△は増加)	1,532	4	2,737
貸出金の純増 (△) 減	126,792	42,726	103,853
預金の純増減 (△)	△8,419	△1,407	117,254
譲渡性預金の純増減 (△)	△44,596	9,739	△78,460
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	6,190	△61,890	38,605
普通社債発行及び償還による増減 (△)	—	△10,000	—
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△13,892	32,703	△17,960
コールローン等の純増 (△) 減	7,539	27,232	11,868
コールマネー等の純増減 (△)	△66,947	62,423	△111,947
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	35,694	△17,993	△47,615
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△630	1,089	△1,392
外国為替 (負債) の純増減 (△)	97	△361	440
信託勘定借の純増減 (△)	2	0	3
資金運用による収入	61,549	57,086	119,277
資金調達による支出	△7,173	△5,549	△12,597
その他	10,606	3,511	11,781
小計	86,712	120,365	81,300
法人税等の支払額	△316	△1,258	△637
営業活動によるキャッシュ・フロー	86,395	119,107	80,662

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△243,942	△403,300	△487,758
有価証券の売却による収入	25,955	213,523	174,314
有価証券の償還による収入	97,825	109,403	221,425
有形固定資産の取得による支出	△1,870	△2,138	△3,943
有形固定資産の売却による収入	14	14	48
無形固定資産の取得による支出	△1,209	△1,894	△2,256
投資活動によるキャッシュ・フロー	△123,226	△84,392	△98,170
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	5,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△10,000	—
配当金の支払額	△3,091	△3,091	△6,183
少数株主への配当金の支払額	△0	△0	△0
自己株式の取得による支出	△40	△10	△71
自己株式の売却による収入	8	7	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,124	△8,094	△6,232
現金及び現金同等物に係る換算差額	△15	△20	△9
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△39,970	26,599	△23,750
現金及び現金同等物の期首残高	153,550	129,800	153,550
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 113,580	※1 156,400	※1 129,800

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 9社 主要な会社名 株式会社常陽リース 常陽信用保証株式会社 株式会社常陽クレジット 常陽施設管理株式会社 (2) 非連結子会社 0社 常陽1号投資事業組合は、当中間連結会計期間において清算手続きを結了しました。	(1) 連結子会社 9社 主要な会社名 株式会社常陽リース 常陽信用保証株式会社 株式会社常陽クレジット 常陽施設管理株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 9社 主要な連結子会社名は「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 該当ありません。 常陽1号投資事業組合は、清算手続きを結了しました。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 常陽1号投資事業組合は、当中間連結会計期間において清算手続きを結了しました。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 常陽1号投資事業組合は、清算手続きを結了しました。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社 (2) それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 9社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社 (2) それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 当行の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 当行の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 当行及び連結子会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 当行及び連結子会社の有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託は中間連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。（追加情報） その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前連結会計年度末より連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法から連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。そのため、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前中間連結会計期末と当中間連結会計期末で評価方法が異なっております。 なお、前中間連結会計期末に変更後の評価方法を適用した場合、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主持分」は1百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は5,842百万円減少します。その他経常費用は204百万円減少し、経常利益および税金等調整前中間純利益は204百万円それぞれ増加します。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 当行及び連結子会社の有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託は中間連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 当行及び連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりであります。 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託は連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ②無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 同左 ②無形固定資産 同左	(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ②無形固定資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	また、自らの保証を付した私募債を引き受けたものについては、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、上記債権と一体の方法により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 なお、当行及び連結子会社の一部は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,778百万円であります。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 なお、当行及び連結子会社の一部は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,417百万円であります。	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 なお、当行及び連結子会社の一部は、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,463百万円であります。
	(6) 投資損失引当金の計上基準 当行及び連結子会社は、投資等について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間連結会計期間は役員への支給額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 当行の役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む)への賞与の支払に備えるため、役員(執行役員を含む)に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間連結会計期間は役員(執行役員を含む)への支給額を合理的に見積もることが困難であるため引当計上しておりません。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 当行の役員賞与引当金は、役員(執行役員を含む)への賞与の支払に備えるため、役員(執行役員を含む)に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 当行及び連結子会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 当行及び連結子会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
			(会計方針の変更) 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、当行及び連結子会社のうち1社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。	(11) ポイント引当金の計上基準 同左	(11) ポイント引当金の計上基準 同左
	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社のうち1社の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 同左	(12) 利息返還損失引当金の計上基準 同左
	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。	(13) 偶発損失引当金の計上基準 当行の偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(14) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引法46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金0百万円であり、証券事故による損失に備えるため、証券連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。	(15) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(15) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(16) リース取引の処理方法 借主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 また、貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末において有形固定資産及び無形固定資産に含めていた適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ税金等調整前中間純利益は92百万円多く計上されております。	(16) リース取引の処理方法 借主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 また、貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末において有形固定資産及び無形固定資産に含めていた適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ税金等調整前中間純利益は135百万円多く計上されております。	(16) リース取引の処理方法 借主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。 また、貸主側において、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末において有形固定資産及び無形固定資産に含めていた適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ税金等調整前当期純利益は206百万円多く計上されております。
	(17) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 貸主側において、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(17) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 同左	(17) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 同左
	(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(18) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 また、連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 また、連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例処理を行っております。	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左
	—————	(19) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結子会社については、現金及び預け金(定期預け金を除く)であります。	—————
	(20) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(20) 消費税等の会計処理 同左	(20) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	負ののれんは、20年間の定額法により償却を行っております。	同左	同左
6. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結子会社については、現金及び預け金(定期預け金を除く)であります。	—————	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、当行については現金及び日本銀行への預け金であり、連結子会社については、現金及び預け金(定期預け金を除く)であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—————	—————	(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ51百万円増加しております。
—————	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる中間連結財務諸表への影響はありません。	—————

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
—————	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法) 変動利付国債については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。 証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。	—————	—————

【注記事項】
(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 貸出金のうち、破綻先債権額は7,007百万円、延滞債権額は94,399百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,761百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,151百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,320百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,466百万円であります。	※1 貸出金のうち、破綻先債権額は4,688百万円、延滞債権額は96,379百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,169百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,309百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は121,546百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、23,418百万円であります。	※1 貸出金のうち、破綻先債権額は5,617百万円、延滞債権額は95,204百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,270百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,372百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,463百万円であります。 なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、22,670百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 307,591百万円 担保資産に対応する債務 預金 15,533百万円 債券貸借取引 受入担保金 109,344百万円 借入金 17,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,800百万円を差し入れております。 また、連結子会社のうち1社は、借入金3,475百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権4,472百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は1,448百万円であります。	※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 208,565百万円 担保資産に対応する債務 預金 14,828百万円 債券貸借取引 受入担保金 8,040百万円 借入金 3,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,416百万円を差し入れております。 また、連結子会社のうち1社は、借入金2,225百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権3,167百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は1,405百万円であります。	※6 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 226,878百万円 担保資産に対応する債務 預金 31,131百万円 債券貸借取引 受入担保金 26,034百万円 借入金 49,700百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,880百万円を差し入れております。 また、連結子会社のうち1社は、借入金2,815百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権3,413百万円を差し入れております。 なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は1,430百万円であります。
※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,426,746百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが927,778百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,406,196百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが899,509百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,369,249百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが862,086百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。	※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。	※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,771百万円
※9 有形固定資産の減価償却累計額 101,790百万円	※9 有形固定資産の減価償却累計額 98,476百万円	※9 有形固定資産の減価償却累計額 100,089百万円
※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,000百万円が含まれております。	※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。	※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,000百万円が含まれております。
※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は20,481百万円であります。	※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は18,539百万円であります。	※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は19,925百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却4,885百万円、貸倒引当金繰入額5,574百万円及び株式等償却367百万円を含んでおります。 ※2 「減損損失」は、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等の土地について24百万円計上しております。 当行の稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。 ※3 _____	※1 その他経常費用には、貸出金償却3,103百万円、貸倒引当金繰入額4,436百万円及び株式等償却126百万円を含んでおります。 ※2 「減損損失」は、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等の土地について70百万円計上しております。 当行の稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。 ※3 その他の特別損失は、時間外割増賃金等の遡及支払額であります。	※1 その他の経常費用には、貸出金償却11,273百万円、株式等償却1,936百万円及び債権売却損472百万円を含んでおります。 ※2 「減損損失」は、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について計上しております。 上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地は80百万円、建物は0百万円であります。 当行の稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。 ※3 _____

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	822,231	—	—	822,231	
合計	822,231	—	—	822,231	
自己株式					
普通株式	49,254	88	19	49,323 (注)	
合計	49,254	88	19	49,323	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加88千株、単元未満株の買増請求による減少19千株。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万 円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			5	
合計			—			5	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,091	4	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	3,091	その他利益 剰余金	4	平成21年9月30日	平成21年12月7日

II 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	822,231	—	—	822,231	
合計	822,231	—	—	822,231	
自己株式					
普通株式	49,367	29	20	49,376 (注)	
合計	49,367	29	20	49,376	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加29千株。

単元未満株の買増請求による減少17千株。ストックオプションの権利行使による減少3千株。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万 円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			42	
合計			—			42	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,091	4	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	3,091	その他利益 剰余金	4	平成22年9月30日	平成22年12月6日

III 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	822,231	—	—	822,231	
合計	822,231	—	—	822,231	
自己株式					
普通株式	49,254	166	53	49,367 (注)	
合計	49,254	166	53	49,367	

(注) 自己株式数の増加及び減少は次のとおりです。

単元未満株の買取請求による増加166千株、単元未満株の買増請求による減少53千株。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の目的 となる株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当連結会計年度末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末 減少		
当行	ストック・オプションとして の新株予約権		—			21	
合計						21	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,091	4	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	3,091	4	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,091	利益剰余金	4	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 152,953 当行における日本 銀行以外の他の金 融機関への預け金 △39,372 現金及び現金同等物 113,580	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 167,136 当行における日本 銀行以外の他の金 融機関への預け金 △10,736 現金及び現金同等物 156,400	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 173,240 当行における日本 銀行以外の他の金 融機関への預け金 △43,440 現金及び現金同等物 129,800

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 ファイナンス・リース取引 ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 20百万円 無形固定資産 100百万円 合計 200百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 13百万円 無形固定資産 100百万円 合計 13百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 7百万円 無形固定資産 100百万円 合計 7百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年内 2百万円 1 年超 4百万円 合計 7百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	1 ファイナンス・リース取引 ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 100百万円 合計 11百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 7百万円 無形固定資産 100百万円 合計 7百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 100百万円 合計 4百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年内 1百万円 1 年超 3百万円 合計 4百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 1百万円 減価償却費相当額 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	1 ファイナンス・リース取引 ・通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引(新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (借手側) ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 15百万円 無形固定資産 100百万円 合計 15百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 10百万円 無形固定資産 100百万円 合計 10百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 100百万円 合計 5百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料年度末残高相当額 1 年内 1百万円 1 年超 3百万円 合計 5百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 39百万円 1 年超 406百万円 合計 445百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 8百万円 1 年超 34百万円 合計 42百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 41百万円 1 年超 376百万円 合計 417百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 8百万円 1 年超 25百万円 合計 34百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 37百万円 1 年超 387百万円 合計 425百万円 (貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 8百万円 1 年超 29百万円 合計 38百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	167,136	167,136	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	26,048	26,315	267
その他有価証券	2,152,547	2,152,547	—
(3) 貸出金	4,765,408		
貸倒引当金(※1)	△34,891		
	4,730,517	4,816,825	86,308
資産計	7,076,249	7,162,825	86,575
(1) 預金	6,663,298	6,667,936	△4,637
(2) 譲渡性預金	30,640	30,640	—
(3) 借入金	52,600	53,286	△686
負債計	6,746,539	6,751,863	△5,324
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	996	996	—
ヘッジ会計が適用されているもの	2,211	2,211	—
デリバティブ取引計	3,207	3,207	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、もしくは最善の見積により算定した時価によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価格を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

市場価格と理論価格の乖離が大きい変動利付国債については、合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率及び回収率に基づいて算出した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており

ます。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	5,396
② 投資事業組合出資金(*3)	3,732
合 計	9,128

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2)当中間連結会計期間において、非上場株式について89百万円減損処理を行なっております。

(*3)投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、当行及び子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。主に、預金の受け入れにより資金調達を行い、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。金利変動、為替変動及び価額変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、こうした変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。また、デリバティブ取引として、金利関連、通貨関連、債券関連の取引を行っており、ヘッジ目的の取引とヘッジ目的以外の取引があります。

一部の連結子会社では有価証券投資による資金運用やヘッジ目的の取引で金利関連デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金と有価証券です。貸出金については取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを有しております。また、有価証券は、主に債券、株式等であり、売買目的、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを有しております。

金融負債である預金については、満期のない当座預金・普通預金等と、満期のある定期預金等があります。これら預金については、払い出しが集中することにより資金繰りが悪化するリスクを有しております。

借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、為替や金利に係るお客様のリスクヘッジニーズに対応するため、および当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、ALMの効率的な運営のため、また、個別取引ヘッジに活用するために利用しております。

デリバティブ取引は、金利・為替などの市場の変動により損失が発生する市場リスクを有しております。また、この他に、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスクを有しております。

金利リスクに対するヘッジのうち、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性を評価しております。また、為替変動リスクに対するヘッジについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。「金利スワップの特例処理」につきましては、「事後テスト」において引き続き特例の要件を満たしていることを確認しております。

短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定のポジション限度や損失限度等を設定しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループでは、「信用リスク管理指針」を制定し、適切な個別与信管理と、リスク分散を柱とする与信ポートフォリオ管理を基本方針としております。

審査部門については、営業推進部署から分離し、審査の厳格化を図るとともに、与信先の中間管理の徹底により債権の劣化防止に努めております。

資産の健全性を評価する自己査定では、営業店が格付区分に基づき債務者区分を判定し、本部審査部門(審査所管理部)がこれを検証しております。さらに経営監査部が自己査定結果やプロセスの正確性について監査を実施する体制を敷いております。

有価証券発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を常時行うとともに、一般の融資先と同様に、格付を付与し、自己査定を実施しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループでは、銀行勘定における金利リスクに対して、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、ALM態勢を通じて厳格に対応しています。

金利リスクを適切にコントロールするため、「リスク管理基本規程」「統合的リスク管理規程」「ALM運営要領」を定め、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内で、リスク対応方針およびリスク許容限度額を設定し、その限度内でリスク・テイクを行う態勢としております。

具体的な対応方針は、毎月開催のALM委員会で討議され、取締役会に報告する態勢としています。

金利リスクの計測は、VaR (バリュー・アット・リスク)により行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。また、リスク計測方法は、VaRのほか、BPV(ベーススポイント・バリュー)、シナリオ分析(シミュレーション法)、金利感応度分析などを用いてリスクの多面的な分析を行い、当行の体力に見合う範囲にコントロールしております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループでは、為替リスクに対しては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等のヘッジ手段によりコントロールを行っております。

さらに、お客様から外国為替取引を受けることで発生する為替リスクについては、個別案件ごとに、または外国為替持高管理により、市場で反対取引を行うことで為替リスクを相殺しております。

そのほか、外貨建収益の円換算において為替相場の影響を受けるリスクについては、毎月末にその月中に生じた外貨の期間利息相当額を円転することで、為替リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループでは、株式・投資信託等の価格変動リスクに対しては、当行の体力に見合ったリスク限度を設定し、資産・負債の総合管理態勢を通じて厳格に管理しています。

価格変動リスクを適切にコントロールするため、半期ごとの総合予算委員会における討議ののち、取締役会において配賦可能資本の範囲内でリスク許容限度額の設定を行う態勢としております。

価格変動リスクの計測は、VaR (バリュー・アット・リスク)によって行っております。限度額を超過しないよう、アラームポイントを設定し、ALM委員会において、その抵触状況、限度額の遵守状況を月次でチェックする態勢としております。

また、評価損益の状況を日次で把握し、評価損の拡大を防止するため、一定の基準を設けて管理しております。

(iv) デリバティブ取引

当行グループでは、デリバティブ取引は、主に金利、為替リスクのヘッジ手段として取引を行っております。

デリバティブ取引の取引相手の信用リスクに関しては、限度枠を設定し、コントロールを行っております。

金融機関向けのデリバティブ取引については、「銀行・証券別クレジットライン管理規程」に基づき、個社別のクレジットラインを設定し、与信額を日次で管理しております。

また、対顧客向けのデリバティブ取引については、融資取引と同様、お客様毎の信用力、取引状況等に応じて設定し、融資取引など他の与信取引と合算して個社別に管理を行っております。

(v) トレーディング取引

当行グループでは、主に債券、為替取引及びデリバティブ取引についてトレーディング取引を行っております。「トレーディング・リスク管理規程」に基づき、一定のポジション限度やリスク許容度、損失限度等を設定し運営しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、流動性リスクの運営にあたり、「市場・流動性リスク管理規程」に基づき、キャッシュ・フローを十分に分析した上で資金繰りを実施するとともに、バランスシート構造、受信状況、担保繰り、流動性維持のためのコスト等に常に注意を払い、資金調達先の多様性および安定性の確保に努めております。

流動性リスクの状況については、取締役会およびALM委員会に毎月報告する態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	173,240	173,240	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	26,991	27,235	243
その他有価証券	2,114,523	2,114,523	—
(3) 貸出金	4,808,134		
貸倒引当金(*1)	△33,204		
	4,774,930	4,828,102	53,171
資産計	7,089,687	7,143,102	53,415
(1) 預金	6,664,706	6,670,705	△5,999
(2) 譲渡性預金	20,900	20,900	—
(3) 借用金	119,490	119,757	△267
負債計	6,805,097	6,811,363	△6,266
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,232	1,232	—
ヘッジ会計が適用されているもの	14,165	14,165	—
デリバティブ取引計	15,397	15,397	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、もしくは最善の見積りにより算定した時価によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出された現在価格を時価としております。その割引率は、格付別の倒産確率及び個別債権毎の保全率に基づいて算出しております。

変動利付国債については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	6,354
② 投資事業組合出資金(*3)	3,685
合 計	10,039

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2)当連結会計年度において、非上場株式について19百万円減損処理を行なっております。

(*3)投資事業組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	173,240	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	8,421	11,370	6,842	358	—	—
うち国債	—	500	—	—	—	—
地方債	61	5	—	—	—	—
社債	8,360	10,865	6,842	358	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの	184,223	578,920	402,733	364,958	263,820	81,182
うち国債	99,000	308,000	166,700	276,100	150,200	—
地方債	31,560	102,563	111,919	48,236	83,571	—
社債	33,451	107,360	98,886	26,702	26,034	49,417
外国債券	18,297	59,700	22,215	10,071	3,697	31,765
その他	1,913	1,295	3,012	3,847	317	—
貸出金 (*)	1,506,091	842,790	811,324	326,628	383,450	757,033
合 計	1,871,976	1,433,081	1,220,900	691,944	647,271	838,216

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない98,551百万円、期間の定めのないもの82,263百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：

百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	5,936,543	629,934	94,053	1,045	3,130	—
譲渡性預金	20,900	—	—	—	—	—
借入金	88,765	21,365	270	7,060	2,030	—
合 計	6,046,209	651,299	94,323	8,105	5,160	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
 ※2 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
 ※3 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
債券	27,172	27,081	△91
国債	—	—	—
地方債	190	193	2
社債	26,981	26,887	△93
その他	6,810	6,743	△66
外国債券	—	—	—
その他	6,810	6,743	△66
合計	33,982	33,825	△157

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	143,865	177,805	33,939
債券	1,719,917	1,746,943	27,026
国債	931,555	945,274	13,719
地方債	416,537	425,604	9,066
社債	371,824	376,064	4,240
その他	229,085	220,780	△8,305
外国債券	167,610	163,914	△3,695
その他	61,475	56,866	△4,609
合計	2,092,868	2,145,529	52,661

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式及び国内投資信託については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前連結会計年度末より連結決算日の市場価格等に基づき評価する方法から連結決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。そのため、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前中間連結会計期間と当中間連結会計期間で評価方法が異なっております。

なお、前中間連結会計期間に変更後の評価方法を適用した場合、「有価証券」は15,479百万円、「その他有価証券評価差額金」は9,430百万円及び「少数株主持分」は1百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は5,842百万円減少します。その他経常費用は204百万円減少し、経常利益および税金等調整前中間純利益は204百万円それぞれ増加します。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式348百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

(追加情報)

変動利付国債については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,711
投資事業組合出資金	4,095

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	債券	21,483	21,814	330
	国債	1,000	1,001	0
	地方債	3	3	0
	社債	20,479	20,809	329
	その他	399	399	0
	外国債券	—	—	—
	その他	399	399	0
	小計	21,883	22,213	330
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないも の	債券	4,564	4,501	△62
	国債	1,999	1,998	△0
	地方債	5	5	—
	社債	2,560	2,497	△62
	その他	4,656	4,638	△18
	外国債券	—	—	—
	その他	4,656	4,638	△18
	小計	9,221	9,140	△80
合計		31,104	31,353	249

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	111,769	81,947	29,821
	債券	1,816,707	1,776,331	40,375
	国債	1,160,553	1,135,190	25,362
	地方債	305,523	298,155	7,368
	社債	350,630	342,986	7,643
	その他	84,042	81,074	2,968
	外国債券	77,652	75,125	2,527
	その他	6,390	5,949	440
	小計	2,012,518	1,939,353	73,165
	株式	44,873	56,405	△11,531
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	債券	7,497	7,616	△118
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	7,497	7,616	△118
	その他	109,363	116,881	△7,517
	外国債券	64,995	66,962	△1,967
	その他	44,368	49,918	△5,549
	小計	161,735	180,903	△19,167
合計		2,174,254	2,120,256	53,997

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、378百万円（うち、株式36百万円、債券342百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

III 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	5

2 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	債券	23,280	23,581	301
	国債	500	501	0
	地方債	66	66	0
	社債	22,714	23,014	300
	その他	484	484	0
	外国債券	—	—	—
	その他	484	484	0
	小計	23,765	24,066	301
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	債券	3,711	3,653	△57
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,711	3,653	△57
	その他	5,463	5,409	△54
	外国債券	—	—	—
	その他	5,463	5,409	△54
	小計	9,174	9,062	△111
合計		32,939	33,128	189

3 その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	138,405	90,579	47,826
	債券	1,677,324	1,650,104	27,219
	国債	967,842	953,786	14,056
	地方債	380,794	372,378	8,415
	社債	328,687	323,939	4,747
	その他	70,538	68,350	2,188
	外国債券	64,047	62,151	1,896
	その他	6,490	6,198	291
	小計	1,886,268	1,809,034	77,234
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	38,067	45,900	△7,833
	債券	86,642	87,102	△460
	国債	60,962	61,173	△211
	地方債	5,818	5,824	△5
	社債	19,860	20,104	△243
	その他	128,301	135,566	△7,264
	外国債券	80,150	83,222	△3,071
	その他	48,151	52,344	△4,192
	小計	253,011	268,569	△15,558
合計		2,139,279	2,077,603	61,676

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
その他	1,000	700	△300
合計	1,000	700	△300

(注)発行体の信用状態が著しく悪化したため、売却したものです。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	11,553	1,782	3,167
債券	144,348	2,384	25
国債	51,407	916	—
地方債	88,138	1,427	—
社債	4,802	39	25
その他	19,703	433	3,251
外国債券	19,519	394	3,251
その他	184	39	—
合計	175,605	4,600	6,444

6 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,977百万円（うち、株式1,917百万円、債券1,060百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）の趣旨に基づき、国内株式及び国内投資信託については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	53,544
その他有価証券	53,544
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	19,898
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	33,645
(△)少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	33,646

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額883百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	54,493
その他有価証券	54,493
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	20,465
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	34,027
(△)少数株主持分相当額	△3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	34,031

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額495百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	62,271
その他有価証券	62,271
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	23,467
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,803
(△)少数株主持分相当額	△2
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	38,805

(注)評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額595百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	金利先物	—	—	—
取引所	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	222,588	216	216
	金利オプション	—	—	—
	キャップ	6,615	△0	55
	スワップション	83,802	△0	181
	その他	—	—	—
	合計	—	216	453

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	—	—	—
取引所	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	811,112	1,021	1,021
	為替予約	6,910	49	49
	通貨オプション	6,745	0	57
	その他	—	—	—
	合計	—	1,071	1,128

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	債券先物	277	△1	△1
取引所	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△1	△1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	103,274	26,391	542	542
	受取変動・支払固定	103,274	26,391	△302	△302
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	2,484	1,077	△0	104
	買建	2,484	1,077	0	△53
	スワップション				
	売建	41,650	3,050	△102	68
	買建	41,650	3,050	101	101
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	239	462

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	831,745	699,262	649	649
	為替予約				
	売建	3,455	492	451	451
	買建	2,938	244	△345	△345
	通貨オプション				
	売建	8,555	2,074	△387	△149
	買建	8,555	2,074	387	240
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	756	846

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	282	—	△4	△4
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4	△4

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

- (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

- (6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)
該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	98,488	29,206	580	580
	受取変動・支払固定	98,488	29,206	△334	△334
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	キャップ				
	売建	3,196	1,272	△2	108
	買建	3,196	1,272	2	△53
	スワップション				
	売建	37,190	3,870	△116	37
	買建	37,190	3,870	116	116
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	245	455

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	837,344	709,133	956	956
	為替予約				
	売建	5,079	1,198	357	357
	買建	3,523	267	△327	△327
	通貨オプション				
	売建	6,700	1,309	△247	△63
	買建	6,700	1,309	247	141
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	986	1,063

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	278	—	2	2
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2	2

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)
該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他有価証券(債券)、預金、譲渡性預金等の有利息の金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		60,000	60,000	△3,386
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	借入金	19,000	9,000	676
	受取変動・支払固定	貸出金、借入金	53,502	48,021	△2,931
	合計	—	—	—	△5,641

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の貸出金、有価証券、預金、外国為替等	87,415	—	17,551
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ		—	—	—
	為替予約		—	—	—
	合計	—	—	—	17,551

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 5百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名	当行の執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 56,698株	普通株式 41,546株
付与日	平成21年8月24日	平成21年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成21年8月25日から平成51年8月24日まで	平成21年8月25日から平成51年8月24日まで
権利行使価格(注2)	1円	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	417円	439円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 21百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名	当行の執行役員13名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 79,606株	普通株式 61,881株
付与日	平成22年7月21日	平成22年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成22年7月22日から平成52年7月21日まで	平成22年7月22日から平成52年7月21日まで
権利行使価格(注2)	1円	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	297円	318円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 21百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役10名	当行の執行役員12名
株式の種類別のStock・オプションの付与数（注）	普通株式 56,698株	普通株式 41,546株
付与日	平成21年8月24日	平成21年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない	権利確定条件は付されていない
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない	対象勤務期間の定めはない
権利行使期間	平成21年8月25日から平成51年8月24日まで	平成21年8月25日から平成51年8月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	56,698	41,546
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	56,698	41,546
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格（円）	1	1
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	417	439

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した算定技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
株価変動性（注）1	33.93%	38.25%
予想残存期間（注）2	6年	3年
予想配当（注）3	8円/株	8円/株
無リスク利子率（注）4	0.76%	0.36%

（注）1. 予想残存期間に対応する以下の期間の株価実績に基づき算定しております。

第1回新株予約権 平成15年8月22日～平成21年8月21日

第2回新株予約権 平成18年8月22日～平成21年8月21日

2. 過去に退任した取締役および執行役員の平均在任期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 平成21年3月期の配当実績

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	70,987	8,001	2,200	81,188	—	81,188
(2) セグメント間の内部 経常収益	474	751	2,282	3,507	(3,507)	—
計	71,461	8,752	4,482	84,696	(3,507)	81,188
経常費用	62,248	8,470	4,251	74,970	(3,394)	71,576
経常利益	9,212	282	231	9,726	(113)	9,612

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	140,641	15,905	4,812	161,359	—	161,359
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,057	1,443	4,625	7,125	(7,125)	—
計	141,699	17,348	9,437	168,485	(7,125)	161,359
経常費用	123,170	16,385	8,248	147,804	(6,754)	141,050
経常利益	18,528	962	1,188	20,680	(371)	20,308
II 資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出						
資産	7,407,180	42,981	37,356	7,487,518	(70,810)	7,416,708
減価償却費	5,354	55	307	5,717	488	6,206
減損損失	81	—	—	81	—	81
資本的支出	5,996	33	170	6,200	—	6,200

(注) 1 業務区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。なお、「その他業務」は保証業務等であります。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、保証業務、銀行事務代行業務、証券業務などの金融サービスを提供しております。なお、「銀行業務」、「リース業務」を報告セグメントとし、保証業務等につきましては「その他」としております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。なお、セグメント間の経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万

円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	68,889	7,733	76,623	2,500	79,123	—	79,123
セグメント間の内部経常収益	565	662	1,227	2,291	3,519	△3,519	—
計	69,454	8,396	77,851	4,792	82,643	△3,519	79,123
セグメント利益	15,724	721	16,445	583	17,029	△49	16,979
セグメント資産	7,352,384	42,732	7,395,116	36,947	7,432,064	△68,626	7,363,437
セグメント負債	6,926,578	37,659	6,964,238	25,059	6,989,297	△56,741	6,932,556
その他の項目							
減価償却費	2,735	24	2,760	145	2,905	121	3,026
資金運用収益	54,132	34	54,166	145	54,311	△241	54,070
資金調達費用	4,375	196	4,572	100	4,672	△262	4,409
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,909	24	3,933	99	4,033	—	4,033

（注）1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント経常収益の調整額△3,519百万円には、セグメント間取引消去△3,598百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△68,626百万円には、セグメント間取引消去△59,576百万円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額△56,741百万円には、セグメント間取引消去△56,579百万円が含まれております。
- (4) 減価償却費の調整額121百万円には、連結上「その他の有形（無形）固定資産」となるリース投資資産にかかわる減価償却費121百万円が含まれております。
- (5) 資金運用収益の調整額△241百万円には、セグメント間の資金貸借利息△238百万円が含まれております。
- (6) 資金調達費用の調整額△262百万円には、セグメント間の資金貸借利息△261百万円が含まれております。

3 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

（追加情報）

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	41,933	15,631	7,693	13,865	79,123

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	70	—	70	—	70

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
当中間期償却額	79	—	79	—	79
当中間期末残高	2,528	—	2,528	—	2,528

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	540.75	555.21	551.79
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	9.59	14.75	18.17
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	9.59	14.74	18.17

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成21年9月30日	当中間連結会計期間末 平成22年9月30日	前連結会計年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	419,438	430,881	428,101
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,483	1,783	1,638
(うち新株予約権)	5	42	21
(うち少数株主持分)	1,478	1,741	1,617
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	417,954	429,098	426,462
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	772,908	772,855	772,864

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	7,419	11,400	14,051
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	7,419	11,400	14,051
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	772,947	772,859	772,917
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	20	152	59
うち新株予約権	千株	20	152	59
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)
該当ありません。

2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)			
	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益		39,409	36,581
資金運用収益		28,658	26,307
(うち貸出金利息)		22,995	21,041
(うち有価証券利息配当金)		5,319	5,021
信託報酬		—	1
役務取引等収益		5,386	5,471
特定取引収益		139	171
その他業務収益		367	507
その他経常収益		4,858	4,121
経常費用		33,146	31,049
資金調達費用		3,213	2,036
(うち預金利息)		2,501	1,557
役務取引等費用		1,733	1,797
その他業務費用		158	610
営業経費		18,103	18,052
その他経常費用	※1	9,936	※1 8,552
経常利益		6,263	5,532
特別利益	※2	712	※2 578
特別損失	※3	65	※3 379
税金等調整前四半期純利益		6,910	5,731
法人税、住民税及び事業税		442	2,618
法人税等還付税額		△88	—
法人税等調整額		2,248	△300
法人税等合計		2,601	2,318
少数株主損益調整前四半期純利益			3,412
少数株主利益		120	68
四半期純利益		4,188	3,343

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却1,717百万円、貸倒引当金繰入額2,957百万円及び株式等償却340百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却1,653百万円、貸倒引当金繰入額2,310百万円及び株式等償却76百万円を含んでおります。
※2 特別利益は、償却債権取立益であります。	※2 特別利益は、償却債権取立益578百万円を含んでおります。
※3 特別損失は、固定資産処分損65百万円を含んでおります。	※3 特別損失は、固定資産処分損183百万円及び時間外割増賃金等の遡及支払額159百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年 3 月 31 日)
資産の部			
現金預け金	152,828	167,046	173,157
コールローン	19,395	381	22,915
買入金銭債権	53,858	41,310	46,009
特定取引資産	2,989	2,954	3,766
有価証券	※1, ※7, ※12 2,158,164	※1, ※7, ※12 2,190,589	※1, ※7, ※12 2,156,889
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,819,016	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,796,800	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 4,839,087
外国為替	1,946	1,618	2,708
その他資産	※7 61,855	※7 49,271	※7 59,455
有形固定資産	※9, ※11 86,102	※9, ※11 86,226	※9, ※11 86,138
無形固定資産	7,334	8,371	7,562
繰延税金資産	24,355	17,305	16,973
支払承諾見返	25,053	23,023	22,875
貸倒引当金	△33,592	△35,306	△33,150
投資損失引当金	△48	△35	△35
資産の部合計	7,379,258	7,349,558	7,404,353
負債の部			
預金	※7 6,554,982	※7 6,677,614	※7 6,681,175
譲渡性預金	58,864	34,740	24,500
コールマネー	45,000	62,423	—
債券貸借取引受入担保金	※7 109,344	※7 8,040	※7 26,034
特定取引負債	356	384	371
借入金	※7, ※10 81,000	※7, ※10 47,000	※7, ※10 113,700
外国為替	283	264	625
社債	15,000	5,000	15,000
信託勘定借	16	18	18
その他負債	54,488	45,998	77,005
未払法人税等	139	2,328	540
リース債務	2,321	2,683	2,648
その他の負債	52,027	40,986	73,816
役員賞与引当金	—	—	37
退職給付引当金	4,095	4,640	4,436
睡眠預金払戻損失引当金	1,300	1,417	1,458
ポイント引当金	103	79	80
偶発損失引当金	2,060	1,969	1,991
再評価に係る繰延税金負債	※11 12,857	※11 12,824	※11 12,844
支払承諾	25,053	23,023	22,875
負債の部合計	6,964,808	6,925,439	6,982,156

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年 3 月 31 日)
純資産の部			
資本金	85,113	85,113	85,113
資本剰余金	58,574	58,574	58,574
資本準備金	58,574	58,574	58,574
利益剰余金	258,014	268,065	260,483
利益準備金	55,317	55,317	55,317
その他利益剰余金	202,697	212,748	205,166
固定資産圧縮積立金	252	252	254
別途積立金	190,432	194,432	190,432
繰越利益剰余金	12,012	18,063	14,479
自己株式	△28,063	△28,072	△28,073
株主資本合計	373,638	383,679	376,096
その他有価証券評価差額金	33,531	33,945	38,703
繰延ヘッジ損益	△1,763	△2,833	△1,938
土地再評価差額金	※11 9,037	※11 9,285	※11 9,313
評価・換算差額等合計	40,805	40,397	46,079
新株予約権	5	42	21
純資産の部合計	414,450	424,118	422,197
負債及び純資産の部合計	7,379,258	7,349,558	7,404,353

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
経常収益	71,461	69,454	141,699
資金運用収益	58,924	54,132	114,620
(うち貸出金利息)	46,079	42,005	90,052
(うち有価証券利息配当金)	12,147	11,642	23,282
信託報酬	9	12	23
役務取引等収益	9,878	9,787	19,333
特定取引収益	187	145	361
その他業務収益	665	4,214	3,559
その他経常収益	1,795	1,161	3,800
経常費用	62,248	53,730	123,170
資金調達費用	6,672	4,375	12,092
(うち預金利息)	5,182	3,405	9,399
役務取引等費用	3,779	3,903	7,600
その他業務費用	3,233	1,008	4,637
営業経費	※1 37,202	※1 36,561	73,007
その他経常費用	※2 11,360	※2 7,881	※2 25,831
経常利益	9,212	15,724	18,528
特別利益	※3 900	※3 836	※3 1,978
特別損失	※4 209	※4 433	※4 492
税引前中間純利益	9,903	16,127	20,013
法人税、住民税及び事業税	50	2,234	418
法人税等還付税額	△88	—	△96
法人税等調整額	2,789	3,243	6,696
法人税等合計	2,750	5,477	7,018
中間純利益	7,152	10,649	12,994

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	85,113	85,113	85,113
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	85,113	85,113	85,113
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	58,574	58,574	58,574
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,574	58,574	58,574
資本剰余金合計			
前期末残高	58,574	58,574	58,574
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,574	58,574	58,574
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	55,317	55,317	55,317
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	55,317	55,317	55,317
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	254	254	254
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	3
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△1	△3
当中間期変動額合計	△1	△1	0
当中間期末残高	252	252	254
別途積立金			
前期末残高	188,432	190,432	188,432
当中間期変動額			
別途積立金の積立	2,000	4,000	2,000
当中間期変動額合計	2,000	4,000	2,000
当中間期末残高	190,432	194,432	190,432
繰越利益剰余金			
前期末残高	9,936	14,479	9,936
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,152	10,649	12,994
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	△3
固定資産圧縮積立金の取崩	1	1	3
別途積立金の積立	△2,000	△4,000	△2,000
自己株式の処分	△2	△4	△8
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
当中間期変動額合計	2,075	3,584	4,542
当中間期末残高	12,012	18,063	14,479

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	253,940	260,483	253,940
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,152	10,649	12,994
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
自己株式の処分	△2	△4	△8
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
当中間期変動額合計	4,073	7,582	6,542
当中間期末残高	258,014	268,065	260,483
自己株式			
前期末残高	△28,032	△28,073	△28,032
当中間期変動額			
自己株式の取得	△40	△10	△71
自己株式の処分	10	11	30
当中間期変動額合計	△30	0	△40
当中間期末残高	△28,063	△28,072	△28,073
株主資本合計			
前期末残高	369,595	376,096	369,595
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,152	10,649	12,994
自己株式の取得	△40	△10	△71
自己株式の処分	8	7	21
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
当中間期変動額合計	4,043	7,583	6,501
当中間期末残高	373,638	383,679	376,096
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△6,500	38,703	△6,500
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,032	△4,758	45,203
当中間期変動額合計	40,032	△4,758	45,203
当中間期末残高	33,531	33,945	38,703
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△1,868	△1,938	△1,868
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	104	△895	△70
当中間期変動額合計	104	△895	△70
当中間期末残高	△1,763	△2,833	△1,938
土地再評価差額金			
前期末残高	9,052	9,313	9,052
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15	△28	260
当中間期変動額合計	△15	△28	260
当中間期末残高	9,037	9,285	9,313

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	684	46,079	684
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,121	△5,682	45,394
当中間期変動額合計	40,121	△5,682	45,394
当中間期末残高	40,805	40,397	46,079
新株予約権			
前期末残高	—	21	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5	20	21
当中間期変動額合計	5	20	21
当中間期末残高	5	42	21
純資産合計			
前期末残高	370,279	422,197	370,279
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,091	△3,091	△6,183
中間純利益	7,152	10,649	12,994
自己株式の取得	△40	△10	△71
自己株式の処分	8	7	21
土地再評価差額金の取崩	15	28	△260
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	40,126	△5,661	45,415
当中間期変動額合計	44,170	1,921	51,917
当中間期末残高	414,450	424,118	422,197

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については中間決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前事業年度末より決算日の市場価格等に基づき評価する方法から決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づき評価する方法に変更しております。そのため、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託の期末時価については、前中間期と当中間期で評価方法が異なっております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については中間決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式及び国内投資信託については決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、国内株式及び国内投資信託以外で時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	なお、前中間期に変更後の評価方法を適用した場合、「有価証券」は15,468百万円、および「その他有価証券評価差額金」は9,423百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は5,839百万円減少します。その他経常費用は204百万円減少し、経常利益および税引前中間純利益は204百万円それぞれ増加します。		
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年
	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3)リース資産 同左	(3)リース資産 同左
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1)貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 また、自らの保証を付した私募債を引き受けたものについては、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、上記債権と一体の方法により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,750百万円であります。	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は44,544百万円であります。	また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,499百万円であります。
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間会計期間は役員への支給額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払に備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上することとしております。ただし、当中間会計期間は役員（執行役員を含む）への支給額を合理的に見積ることが困難であるため引当計上しておりません。	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む）への賞与の支払に備えるため、役員（執行役員を含む）に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(4) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
	過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理		過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 (会計方針の変更) 当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。	(6) ポイント引当金 同左	(6) ポイント引当金 同左
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会保証付き融資の負担金支払いに備えるため、過去の代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左	(7) 偶発損失引当金 同左
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
8. ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 同左
	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左	(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
—————	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる中間財務諸表への影響はありません。	—————

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法) 変動利付国債については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、国債の利回り及びスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。 証券化商品であるローン担保証券等のうち、減損処理を実施したものを除き、外部格付の低下が認められず、担保資産の健全性が保たれており今後も継続して保有する銘柄については合理的に算定された価額を時価としております。合理的に算定された価額はディスカウント・キャッシュフロー法等により算定しており、デフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等が主な価格決定変数であります。	—————	—————

【注記事項】
(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前事業年度末 (平成22年 3 月 31 日)
※ 1 関係会社の株式及び出資額総額 6,267百万円 ※ 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,514 百 万 円、 延 滞 債 権 額 は 92,325百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の 見込みがないものとして未収利息 を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収 利息不計上貸出金」という。)のう ち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイか らホまでに掲げる事由又は同項第 4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不 計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。 ※ 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,655百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。 ※ 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は16,151百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図るこ とを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。 ※ 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は116,647百万 円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。 ※ 6 手形割引は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関する会計 上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報 告第24号)に基づき金融取引とし て処理しております。これにより 受け入れた銀行引受手形、商業手 形、荷付為替手形及び買入外国為 替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有 しておりますが、その額面金額 は、21,466百万円であります。	※ 1 関係会社の株式及び出資額総額 6,267百万円 ※ 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,626百万円、延滞債権額は95,767 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の 見込みがないものとして未収利息 を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収 利息不計上貸出金」という。)のう ち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイか らホまでに掲げる事由又は同項第 4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不 計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。 ※ 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,169百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。 ※ 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は19,309百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図るこ とを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。 ※ 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は120,872百万 円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。 ※ 6 手形割引は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関する会計 上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報 告第24号)に基づき金融取引とし て処理しております。これにより 受け入れた銀行引受手形、商業手 形、荷付為替手形及び買入外国為 替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有 しておりますが、その額面金額 は、23,418百万円であります。	※ 1 関係会社の株式及び出資額総額 6,267百万円 ※ 2 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,269百万円、延滞債権額は92,746 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は 利息の支払の遅延が相当期間継続 していることその他の事由により 元本又は利息の取立て又は弁済の 見込みがないものとして未収利息 を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収 利息不計上貸出金」という。)のう ち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイか らホまでに掲げる事由又は同項第 4号に規定する事由が生じている 貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不 計上貸出金であって、破綻先債権 及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払 を猶予した貸出金以外の貸出金で あります。 ※ 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債 権額は1,639百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 元本又は利息の支払が、約定支払 日の翌日から3月以上遅延してい る貸出金で破綻先債権及び延滞債 権に該当しないものであります。 ※ 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権 額は19,372百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債 務者の経営再建又は支援を図るこ とを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利と なる取決めを行った貸出金で破綻 先債権、延滞債権及び3ヵ月以上 延滞債権に該当しないものであり ます。 ※ 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ 月以上延滞債権額及び貸出条件緩 和債権額の合計額は119,028百万 円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権 額は、貸倒引当金控除前の金額で あります。 ※ 6 手形割引は、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関する会計 上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報 告第24号)に基づき金融取引とし て処理しております。これにより 受け入れた銀行引受手形、商業手 形、荷付為替手形及び買入外国為 替は、売却又は(再)担保という 方法で自由に処分できる権利を有 しておりますが、その額面金額 は、22,670百万円であります。

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 307,591百万円 担保資産に対応する債務 預金 15,533百万円 債券貸借取引 受入担保金 109,344百万円 借入金 17,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,800百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は3,202百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,398,024百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが931,845百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 有形固定資産の減価償却累計額 74,360百万円 ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,000百万円が含まれております。 ※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 208,565百万円 担保資産に対応する債務 預金 14,828百万円 債券貸借取引 受入担保金 8,040百万円 借入金 3,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,416百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は160百万円、保証金・敷金は3,165百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,378,812百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが900,032百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 有形固定資産の減価償却累計額 76,286百万円 ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金30,000百万円が含まれております。 ※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。	※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 226,878百万円 担保資産に対応する債務 預金 31,131百万円 債券貸借取引 受入担保金 26,034百万円 借入金 49,700百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,880百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金・敷金は3,189百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,342,271百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが865,452百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9 有形固定資産の減価償却累計額 75,865百万円 ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金35,000百万円が含まれております。 ※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。	再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。	再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格計算の方法に基づいて、1画地毎に、財産評価基本通達を基準に奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正等を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 26,124百万円
※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は20,481百万円であります。	※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は18,539百万円であります。	※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は19,925百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,815百万円 無形固定資産 804百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却4,121百万円、貸倒引当金繰入額5,274百万円及び株式等償却367百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、償却債権取立益900百万円を含んでおります。 ※4 特別損失には、固定資産処分損185百万円を含んでおります。また、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等の土地について24百万円の減損損失を計上しております。 稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,765百万円 無形固定資産 969百万円 ※2 その他経常費用には、貸出金償却2,472百万円、貸倒引当金繰入額4,065百万円及び株式等償却126百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、償却債権取立益836百万円を含んでおります。 ※4 特別損失には、固定資産処分損203百万円及び時間外割増賃金等の遡及支払額159百万円を含んでおります。また、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等の土地について70百万円の減損損失を計上しております。 稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。	————— ※2 その他経常費用には、貸出金償却9,852百万円、貸倒引当金繰入額8,281百万円及び株式等償却1,932百万円を含んでおります。 ※3 特別利益には、償却債権取立益1,978百万円を含んでおります。 ※4 特別損失には、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、主に茨城県内にある遊休資産等について81百万円の減損損失を計上しております。 上記減損損失の固定資産の種類ごとの内訳は、土地80百万円、建物は0百万円であります。稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、事務センター、寮、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	49,254	88	19	49,323	(注)
合計	49,254	88	19	49,323	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加 88 千株、単元未満株の買増請求による減少 19 千株。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	49,367	29	20	49,376	(注)
合計	49,367	29	20	49,376	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加 29 千株。

単元未満株の買増請求による減少 17 千株。ストックオプションの権利行使による減少 3 千株。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	49,254	166	53	49,367	(注)
合計	49,254	166	53	49,367	

(注) 自己株式数の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株の買取請求による増加 166 千株、単元未満株の買増請求による減少 53 千株。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として事務機械であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ②リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	1 ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ②リース資産の減価償却の方法 同左	1 ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 同左 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,140 百万円 無形固定資産 319 百万円 合計 3,460 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,756 百万円 無形固定資産 171 百万円 合計 1,928 百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,383 百万円 無形固定資産 148 百万円 合計 1,532 百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1 年内 664 百万円 1 年超 867 百万円 合計 1,532 百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 390 百万円 減価償却費相当額 390 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,769 百万円 無形固定資産 253 百万円 合計 3,023 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,990 百万円 無形固定資産 169 百万円 合計 2,159 百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 779 百万円 無形固定資産 84 百万円 合計 863 百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1 年内 517 百万円 1 年超 346 百万円 合計 863 百万円 (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料、減価償却費相当額 支払リース料 324 百万円 減価償却費相当額 324 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,019 百万円 無形固定資産 311 百万円 合計 3,330 百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,943 百万円 無形固定資産 194 百万円 合計 2,138 百万円 期末残高相当額 有形固定資産 1,075 百万円 無形固定資産 116 百万円 合計 1,192 百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年内 613 百万円 1 年超 578 百万円 合計 1,192 百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 730 百万円 減価償却費相当額 730 百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 39 百万円 1 年超 406 百万円 合計 445 百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 41 百万円 1 年超 376 百万円 合計 417 百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1 年内 37 百万円 1 年超 387 百万円 合計 425 百万円 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年 9 月30日現在)
子会社及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年 9 月30日現在)
子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,267
関連会社株式	—
合計	6,267

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

III 前事業年度末(平成22年 3 月31日現在)
子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	6,267
関連会社株式	—
合計	6,267

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	536.21	548.71	546.24
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	9.25	13.77	16.81
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	9.25	13.77	16.81

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成21年9月30日	当中間会計期間末 平成22年9月30日	前事業年度末 平成22年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	414,450	424,118	422,197
純資産の部の合計額から控除する金 額(百万円)	5	42	21
普通株式に係る中間期末(期末)の純 資産(百万円)	414,444	424,076	422,175
1株当たり純資産額の算定に用いられ た中間期末(期末)の普通株式の数 (千株)	772,908	772,855	772,864

(注) 2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	7,152	10,649	12,994
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	7,152	10,649	12,994
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	772,947	772,859	772,917
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	20	152	59
うち新株予約権	千株	20	152	59
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		—	—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

① 中間配当

平成22年11月12日開催の取締役会において、第120期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	3,091百万円
1株当たりの中間配当金	4円

② 信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	—	—	—	—	—	—
信託受益権	123	5.03	130	4.86	129	4.89
有形固定資産	2,103	85.59	2,314	86.27	2,278	86.22
無形固定資産	115	4.69	115	4.30	115	4.36
その他債権	2	0.11	4	0.17	4	0.18
銀行勘定貸	16	0.69	18	0.69	18	0.69
現金預け金	95	3.89	99	3.71	96	3.66
合計	2,457	100.00	2,682	100.00	2,642	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)		前事業年度 (平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	49	2.02	45	1.71	48	1.82
包括信託	2,408	97.98	2,636	98.29	2,594	98.18
合計	2,457	100.00	2,682	100.00	2,642	100.00

(注) 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間末、当中間会計期間末及び前事業年度末の取扱残高はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日

株式会社常陽銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 禎 良 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 昌 史 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社常陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	禎	良	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	内	正	彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	尾	礎	樹	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月20日

株式会社常陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	禎	良	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根	津	昌	史	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第119期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社常陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	本	禎	良	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	内	正	彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	尾	礎	樹	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社常陽銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第120期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社常陽銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。